

造成工事協定書

御影山手自治会(以下「甲1」という)、御影地区まちづくり協議会山手部会(以下「甲2」という)および御影山手まちづくり協定委員会(以下「甲3」という)と、事業主である大和ハウス工業株式会社(以下「乙」という)および施工者である ガイアート・鹿島道路特定建設工事共同企業体 (以下「丙」という)は、御影山手4丁目開発事業造成工事(以下「本件工事」という)に関し、以下の通り協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条 (目的)

本協定は、乙および丙の本件工事施工に際し、甲らの生命・身体・安全・資産・日常生活、その他一切の諸利益を損なわないよう十分配慮し、発生が予想される諸問題を甲ら、乙および丙で円満に解決することを目的とする。

第2条 (甲らの代表)

1. 甲らは甲らの代表を甲2とし、乙および丙の甲らへの通知又は連絡は、原則として、甲2への書面またはメールで行う事とする。
2. 乙または丙より通知又は連絡を受けた甲2は、その内容を他の甲の構成員に通知又は連絡を行なう。

第3条 (本件工事の概要)

1. 乙および丙は本件工事の内容を明確にするために、本件工事の概要、施工方法、および第一工区、第二工区の詳細な工事の工程などを記載した施工計画書を甲らに提出する。
2. 工事計画に変更が生じる場合は、乙および丙は速やかに甲らと協議を行う。

第4条 (工期)

1. 工期は令和2年3月23日から令和4年3月31日までとする。
2. 本件工事の終了が遅れることが判明した場合は、別途協議し、期間の変更をするものとする。それに伴い次条以下の事項に変更が生じる場合は再度協定を締結しなす。

第5条 (立会、視察)

1. 本件工事期間中に甲らが工事状況の説明を要求した時には、乙および丙はその時点の工事状況を説明するものとする。
2. 甲らより視察の申し出があった時には、工事現場内の状況を踏まえた上で、乙および丙の立会いのもとに甲らは工事現場内を視察できるものとする。

第6条 (休日)

1. 本件工事は、原則として、日曜日、祝日及び夏季休暇(8月13日から8月15日迄)、年末年始(12月30日より1月3日迄)を休日とする。但し、工事の都合上、休日に一部の作業を乙および丙が行う必要がある場合は、騒音・振動・粉塵・異臭の出ない作業に限り、事前に甲ら及び近隣の住民に連絡しその意向を最大限尊重した上で、行うことができる。
2. 乙および丙は、関係諸官庁等の指示、災害・台風対策等緊急時の作業は、甲らの代表に連絡の上、本条1項の休日においても行うことができる。

第7条 (作業時間)

1. 本件工事の作業時間は、朝礼・準備を8:00から開始し、工事作業は8:30から18:00までとする。

2. 大型車両の出入は、学童の登校の時間帯を避け、原則9:00から17:00までとする。但し、一部車種・台数を限定した上で、7:00から7:30の時間に入場することができる。
3. 若草幼稚園からの下園時間帯(月曜日、火曜日、木曜日、金曜日は14:10から14:30、水曜日は12:10から12:30)は、大型車両の通行を原則避けること。また、若草幼稚園の交差点の状況により、不測の事態を避けるためこの時間帯にカードマンの配置も行う。
4. 乙および丙は、特殊車両又は特殊重機類等の搬入・搬出に際して、法令による交通規制があるものについては、甲らに事前に協議し搬入、搬出の時間帯を決定し、沿道住民に事前に知らせた上行うことができる。但し、学童の登下校・下園の時間帯は避けるものとする。
5. 乙および丙は、品質・安全確保のため作業の中断が事実上不可能な作業(コンクリート打設等)及び交通事故等による予測不能の交通渋滞や天候の急変等の偶発的な理由によりやむを得ない事情が生じた場合には、甲らの意向を最大限尊重した上で本条1項の時間帯を延長することができる。
6. 乙および丙は、関係諸官庁等の指示、災害・台風対策等緊急時の作業は、甲らの代表に連絡の上、本条1項の時間帯を変更することができる。

第8条 (交通安全および保安対策)

1. 乙および丙は、工事関係車両の出入は、区域南側の1か所とし、通行人の安全を守るため、誘導員を配置し、その他の安全対策を十分に取り、所轄警察署の指示・指導に従うものとする。但し、工事進捗に伴い区域南側からの出入りが出来なくなり東側・西側道路からの出入りが発生する場合は、甲らと事前に協議し、周辺住民に知らせた上で通行するものとする。
2. 工事中大型車両の御影山手区域内での走行速度は、積載の有無に拘わらず時速30キロメートル以下とする。
3. 乙および丙は、工事関係車両のための駐車スペースを現場内に確保し、これらを周辺道路に駐車させないための措置をとる。
4. 乙および丙は、工事現場内に第三者が立ち入らないよう措置をとる。
5. 工事関係車両は、街の西側の若草幼稚園側のバス道からの入出とする。2丁目の阪急の十善寺踏切を經由する通行は厳禁とする。御影北学校西側と南側道路は、工事車両(ダンプ、重機等)は通行禁止とする。西側は7:00から8:30、全面車両通行禁止とする。

第9条 (騒音・振動・粉塵・異臭の抑制)

1. 乙および丙は、施工のための工事機械・車両は、環境を優先にして低騒音・低振動型のものを使用する事、且つ、その設置場所、使用方法などに十分留意し、騒音、振動などが法令の基準値内において最小限となるようにする。重機や車両のアイドリングや空ふかしは厳禁とする。
2. 騒音・振動・粉塵を抑制するため、無理な作業や車両の走行および土石等の落下を禁止する。
3. 各法令の規制の範囲内であっても、一般通常人が絶え難いと感じる騒音・振動等が続く場合は、甲ら、乙および丙で協議の上、乙および丙は対策を講じる。
4. 散水車を常備配置し、本件工事により粉塵が発生するおそれがある場所には散水を十分に行い、粉塵の飛散を防止する。
5. 本件工事により周辺道路に損傷が発生した場合は直ちに修復を行い、車両の通行による振動の発生を予防する。

6. 本件工事により異臭が発生するおそれがある場合は、予めそれが周囲に飛散するのを防止する措置をとる。

第10条（近隣への被害防止対策）

乙および丙は、近隣への被害防止対策に万全を期するため下記の対策を講ずる。

1. 乙および丙は、西側隣接9戸との境界付近の工事の設計・施工については当該住民との十分な協議を行い、その基本合意を得た後、本件工事に着工する。
2. 丙は、現場責任者（現場代理人）を常駐させ、乙および丙の連絡可能な専任責任者を表示し、施工・安全管理を行う。
3. 乙および丙は、工事区域内に適切な管理の下に仮設トイレを設置し、衛生管理及び悪臭発生の防止に十分な措置を講ずるものとする。
4. 本件工事敷地の周囲には、甲ら、乙および丙で協議の上、甲らの同意のもとに堅固な3mの仮囲いを設置し、すべての作業は仮囲いの中で行い、作業終了後及び休日は出入口に施錠し、工事現場内に第三者が出入できないようにする。
5. 乙および丙は、工事現場の出入り口には、タイヤの洗車場所を設置し、施工中の土砂・塵埃の飛散及び悪臭等の発生により工事現場周辺に影響を与えないように十分な措置をとるものとする。又、土砂・塵埃による甲の周辺の汚損、土砂類の搬出入による道路の汚れに対しては随時適切な措置と清掃を行う。家屋及び洗濯物等に本件工事に起因する汚損等があった場合は、甲ら、乙および丙で協議の上、乙および丙は速やかに清掃・洗浄などの適切な措置をするものとする。
6. 乙および丙は、擁壁工事などの土砂が雨によって工事現場外に流出した場合は、直ちに道路及び側溝の清掃を行い、流出した土砂を除外し、乙および丙の責任で原状に回復する。
7. 本件工事及び本件工事用車両の通行に起因したと認められる騒音・振動・塵埃・悪臭等により、近隣住民が健康を害したり、病状が悪化したりしたという申し出があった場合には、乙および丙はこれらの申し出に対し誠意を持って対応するものとする。

第11条（障害補償）

1. 本件工事に起因して乙および丙が、甲らの生命・身体・安全・資産・日常生活、その他一切の諸利益に損傷を与えた場合は、乙および丙の責任において補修又は損害賠償を行う。
2. 開発区域の外周に面した家屋について、乙および丙は、本件工事に起因するか否かの判断するため、工事開始前に当該住民の立会いのもとに家屋調査を実施し、調査の記録を当該住民と乙は各1組を保持し、その費用は乙および丙が負担する。

第12条（境界杭）

1. 乙および丙は、境界杭を損傷・移動してはならない。万一、一時撤去の必要が発生した場合は、境界隣接者の同意の上、境界隣接者と乙および丙の立会いのもとに事前に境界引照点を設置し、施工完了後に境界隣接者と乙および丙の立会いのもとに境界引照点から復元するものとする。
2. 本件工事に起因する境界杭の損傷が発生した場合は、境界隣接者と乙および丙が立会いのもとに復旧するものとする。

第13条（風紀、マナー、説明責任等）

1. 乙および丙は、工事従事者を十分教育し、場内に適切な施設・設備を設けて休憩・食事・喫煙など労働規律を保持しなければならない。特に喫煙については、喫煙の場所や時間を限

定し、甲らに伝える。工事区域周辺における喫煙は禁止する。

2. 乙および丙は、工事従事者及び関連車両の識別をわかりやすくし、作業場内或いは作業場周辺にいる間、統一した識別票等を常に作業員に装着させ、識別方法を第15条の掲示板に明示し、また進んで住民への広報に努める。
3. 乙および丙は、工事従事者が甲或いは通行人に対して不穏当な言動をとった場合は、直ちに適切な調査を行ってその者の処置を決め、結果を甲らに通知する。
4. 乙および丙は、甲ら又は通行人から工事内容について質問を受けた場合は、現場責任者が可能なかぎり説明責任を果たすように努める。

第14条（連絡、掲示板）

1. 乙および丙は、工事に支障のない限り、仮囲いの各辺に、工事掲示板を設置するものとする。
2. 乙および丙は、本条1項の掲示板に週間予定工程及び作業内容を明示する。又、近隣への通知事項についても記入するものとする。
3. 工事に先立ち、乙および丙は施工管理の現場責任者（現場代理人）、工事事務所名、渉外担当者名、連絡先、休日・夜間の連絡体制組織表を甲らの代表に通知すると共に、本条1項の掲示板に明示するものとする。尚、乙および丙の現場責任者変更の際は、甲らの代表に通知し、本条1項の掲示板に変更の旨明示するものとする。

第15条（苦情、紛争の解決）

1. 本件工事に関して乙および丙が、甲らから本協定に違反しているとの指摘を受けた場合、または住民から直接、苦情あるいは本協定に規定されていない要求を受けた場合は、乙および丙は、速やかに甲らと善後策を協議し、誠意をもって解決を図るものとする。
2. 前項に定める協議では問題が解決せず、かつ同項に定める指摘・苦情・要求が客観的に合理的な内容であり、それらについて乙及び丙に重大な過失がある場合、乙および丙は速やかに工事を中断し、甲らと誠意をもって協議して問題の解決を図るものとする。
3. 乙および丙は甲らに対し工事中断に伴う損害賠償等の請求は行わないものとする。

第16条（協議会）

甲ら、乙および丙は、本件工事完了時までの期間、毎月一回の協議会を開催するものとする。但し、協議・報告する案件がない場合は、甲ら、乙および丙が事前に協議を行い、開催を見送ることができる。開催日は原則、毎月第3木曜日の18時からとするが、甲ら、乙、および丙が事前に協議を行い変更できる。

第17条（工事全般その他）

1. 本協定は、乙および丙、および本件工事に関係する会社すべてに適用する。
2. 乙および丙は、法令遵守、本協定遵守、これまでの甲らと乙の合意内容の内、本件工事に関する事項の遵守については、本件工事に関わる全ての関係者に、乙および丙の責任において周知・徹底するものとする。
3. 本協定書に記載のない事項については、その都度甲ら、乙および丙が誠意を持って協議して解決を図り、合意に達した事項については速やかに必要な処置を講ずるものとする。

本協定の証として本書5通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有する。

2020年3月〇〇日

(甲1)

御影山手自治会 会長 葛籠 勝彦
神戸市東灘区御影山手3丁目

(甲2)

(代表)御影地区まちづくり協議会山手部会 会長 井上 専司
神戸市東灘区御影山手4丁目

(甲3)

御影山手まちづくり協定委員会 会長 市村 克彦
神戸市東灘区御影山手2丁目

(乙)

大和ハウス工業株式会社 神戸支社 支社長 三浦 洋一
神戸市中央区磯辺通4丁目2番22号

(丙)

ガイアート・鹿島道路特定建設工事共同企業体
(代表者) 株式会社ガイアート関西支店
執行役員専務支店長 和田 誠
大阪市西区靱本町1丁目11番7号